

病院事業の企業債事務手続の誤りについて

1 本事案の経緯

新病院建設事業の事業費の財源は、自己資金、国県補助金のほか、病院事業会計が借り入れる企業債で賄うこととしている。

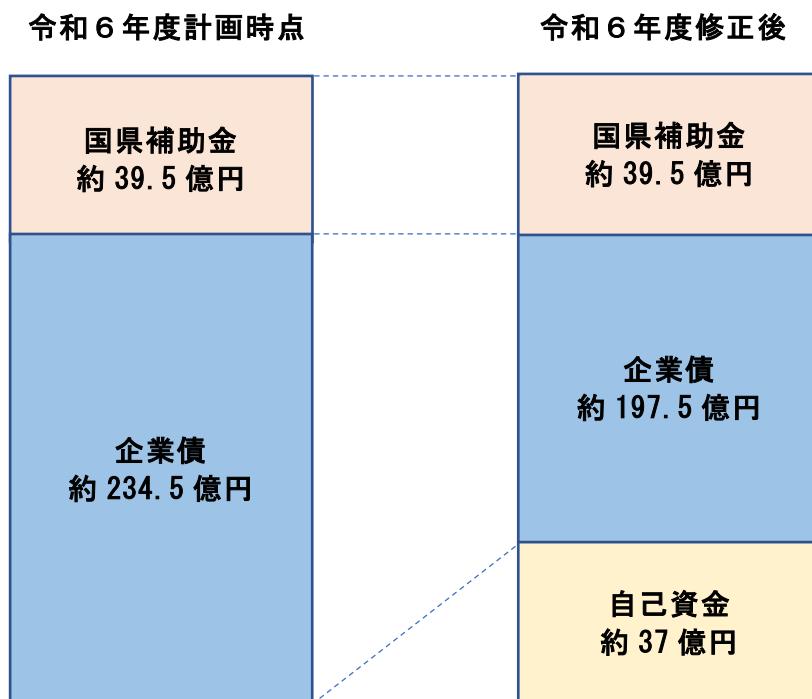
企業債の借入は、年度毎となるため、当該年度当初に県と借入予定額を協議して国の同意を得た後、年度末に工事出来高見込をもとに最終的な借入額を確定しているが、令和6年度分は、工事出来高見込のうち前払金として約37億円を除いて確定してしまった。

この前払金約37億円分については、発覚時点では、企業債の借入手続の期限が終了しており、追加借入を行うことができない状況であったため、病院事業会計の自己資金で充当した。

2 本事案の要因

- ・企業債借入に係る意思疎通、知識や認識の共有が不十分であったこと。
- ・組織的なチェックが不十分であったこと。

【参考】新病院建設事業（本体工事 約274億円）の財源内訳の変化



3 本事案に係る市財政、病院経営及び新病院建設事業への影響

(1) 市財政（一般会計）への影響

地方公営企業である病院事業は、地方公営企業法に基づき、独立採算の原則のもと、その経理を一般会計とは別の特別会計を設けて行っており、その収入の大部分を診療報酬等で賄い、自己資金は病院事業会計の預金現金であるため、本事案による一般会計への影響は生じていない。

(2) 病院経営への影響

病院事業は、これまで行った独自の経営改善の取組により8年間連続で黒字を維持してきたこと、さらには県の指定する高度医療機関として新型コロナウイルス感染症患者の診療を行ったことに対する各種補助金等の収入もあり、一定程度の現金預金を保有しており、病院事業の資金計画においても、建設事業の本格的な企業債の償還の際には、自己資金の活用も考慮していたため、現状では病院経営への影響は見込まれないものの、これを機に資金計画を精査することにより、万全を期していく。

(3) 新病院建設事業への影響

新病院建設、現病院解体及び立体駐車場整備等を含めた、令和7年度以降の事業全体の中で、国県補助金・企業債・自己資金の財源の割合を適切に調整することが可能であるため、新病院建設事業への影響は見込まれない。

4 再発防止等

(1) 事務処理方法の見直し

まずは、企業債の借入金額の調整過程で、局長級、課長級、係長級の階層ごとに、建設担当者と経理担当者が対象の金額や認識に誤りがないことを、対面で突き合わせて確認することとした。また、起案文には企業債の借入金額算定の考え方を明記するほか、局長級が監査的な役割として最終チェックを行うなど、チェック体制をより一層強化した。

(2) 職員への対応

当該事務を担当した所管の課長以上の職員については病院事業管理者から、その他の職員については病院管理局長から、それぞれ口頭により厳重に注意するとともに再発防止を指導した。